

ご存じですか？ 子ども手当

子ども手当とは

平成22年4月から、子ども手当が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援するという趣旨の下に親などに支給する制度です。

●子ども手当の申請

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、市役所の窓口で「認定請求書」の提出が必要です。（公務員の方は勤務先に提出）
認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

(1) 支給対象

子ども手当は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方（原則、父親か母親）に支給されます。

(2) 支給額

▼対象児童1人につき…1万3000円（月額）

※現在中学2・3年生のお子さま

のいる世帯や、今まで児童手当を受給していない世帯には、4

月下旬に「認定請求書」または「額改定請求書」を送付していま

す。経過措置として、9月30日までに申請された方は、4月分

までさかのぼって支給します。

(3) 支払い時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

(4) 必要な書類

◇認定請求に必要な書類

- ・健康保険被保険者証の写しなど
- ・銀行などの口座番号が確認できるもの（請求者のもの）
- ・印鑑（認印可）
- ・そのほか必要に応じて提出する書類があります。

●続けて子ども手当を受ける場合は

平成22年度子ども手当現況届の提出が必要です

平成21年度から児童手当を受けていた方は、6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日におけ

る状況を記載し、子ども手当を6

月以降も続けて受けられるかどうかを確認するものです。この届の提出がないと、6月分以降の

手当がストップしてしまいます。（ただし、4月、5月中に「認定請求書」を提出した方は、今年度の現況届の提出は不要です）

※対象者には、「子ども手当現況届」を6月上旬に市児童福祉課から発送します。

から発送します。

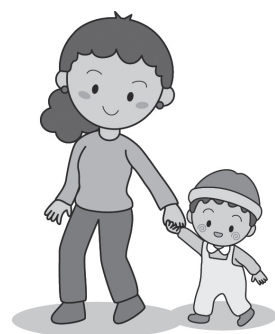
児童扶養手当とは

児童扶養手当制度は、父母の離婚などにより父親と生計を共にしていない児童の母、または母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

●児童扶養手当の申請

(1) 支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ていること）している母、または母に代わってその児童を養



育している方（養育者）が手当を受けることができます。

◇支給の対象となる児童

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が一定の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳年度末）

までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は20歳未満までとなります。

(2) 児童扶養手当の額

◇全部支給

対象児童数

1人：月額4万1720円

2人：月額4万6720円

3人：月額4万9720円

◇一部支給

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定されます。

(3) 児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

(4) 必要な書類

◇認定請求書に必要な書類

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、市児童福祉課までお問い合わせください。

(5) 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

●認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

◇現況届

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。2年間この届を出さないと資格を失います。

※現況届は市児童福祉課から郵送します。(8月1日～31日までに提出)

◇資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届けを出さないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき
- ・受給者や児童が公的年金を受けることになったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、受給者が監護または養育しなくなったとき
- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を

離れていた児童の父親が帰宅したときなど

◇その他の届出

氏名・住所・支払金融機関変更届など

児童育成手当とは

前記の児童扶養手当は、母に支給される制度ですが、この手当は父に支給される制度です。

支給の対象となる児童および支給される要件、金額、所得制限などは、父と母の部分を置き換えるほか、ほぼ同じになります。詳しくは市児童福祉課までお問い合わせください。

注意

各種手当とも認定請求書を提出しないと支給されませんので、該当すると思われる方で、まだ認定請求をしていない方は、市児童福祉課までお問い合わせください。

平成20年4月から児童扶養手当の支給制限措置が始まりました!

平成20年4月から、受給資格者である母に対する手当は、支給開始月から起算して5年または支給要件に該当した月から起算して7年を経過したとき(ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、手当額の一部が減額となる場合があります。

※対象者には、対象月の2カ月前に必要な書類を送付しますので、所定の期日までに必ず手続きを行ってください。



問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731、1733、1734